

第26回国家公務員共済組合連合会契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和7年9月30日(火) 九段合同庁舎9階 共用第一会議室		
委員 (敬称略)	委員長	栗田 誠	(千葉大学名誉教授)
	委員長代理	藤川 裕紀子	※ (藤川裕紀子公認会計士事務所 公認会計士)
	委員	柳澤 聰	(平沼高明法律事務所 弁護士)
	委員	佐野 豪俊	※ (国家公務員共済組合連合会 常任監事)
	委員	奥村 穂	(国家公務員共済組合連合会 常任監事)
※ 欠席			
【審議案件】	令和6年度契約		
審議内容	5 件	(備考)	
最低価格落札方式	1 件	案件1	契約件名 : KKR札幌医療センター 中央監視装置更新工事 契約締結日 : 令和6年5月24日 担当部局 : 本部(管財・営繕部)
最低価格落札方式	1 件	案件2	契約件名 : 熊本共済会館 中央監視装置更新工事 契約締結日 : 令和6年7月5日 担当部局 : 本部(管財・営繕部)
最低価格落札方式	1 件	案件3	契約件名 : 大手前病院 中央監視センター装置更新工事 契約締結日 : 令和7年1月30日 担当部局 : 大手前病院(病院部)
最低価格落札方式	1 件	案件4	契約件名 : 東京共済会館 1階内装改修工事 契約締結日 : 令和7年3月7日 担当部局 : 本部(管財・営繕部)
最低価格落札方式	1 件	案件5	契約件名 : 東京共済病院 南館冷温水発生機更新 契約締結日 : 令和6年3月6日 担当部局 : 東京共済病院(旧令病院部)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
理事長に対する意見の具申又は勧告の内容	なし		

【案件 1】

KKR 札幌医療センター 中央監視装置更新工事

【案件 2】

熊本共済会館 中央監視装置更新工事

意見・質問	回答等
・ 予定価格の積算は、どのように行われているのか。	・ 図面等からそれぞれ単価を出しておき、仕様書に合わせて部分ごとに細かく切り分け、単価を設定する。予定価格については、各単価に工数等を掛けて、それを総計して算出する。
・ 予定価格の積算は職員 1 名でやっているのか。また、積算した予定価格を別の職員が確認しているのか。	・ 技術職員が設計図面を起こしていることから、まずは細かい積算を技術職員が複数名で行い、上長がそれらを取りまとめて予定価格を積算している。技術職員が積算したものを上長が確認することによって、チェック機能が働いている。
・ 連合会の低入札の調査基準価格は、75%水準で設定するルールなのか。	・ 内部の規程において工事が 75%、設計が 60%という決まりがある。
・ 予定価格を積算する際に、根拠を持って適正に決めていふことをきちんと残しておくべきではないか。	・ 今後も引き続き丁寧に対応していく。

【案件 3】

大手前病院 中央監視センター装置更新工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は内容や規模が先ほどの2件とあまり変わらないが、本部と施設（病院と宿泊施設）のどちらが契約を担当するかについての基準はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部管財・営繕部が担当する工事は、病院・会館が3,000万円超、保養所・宿泊所が1,000万円超の案件を原則取り扱うことになっている。ただし、単純な装置の更新など専門性が低いと本部管財・営繕部の技術職員が判断できたもので、なおかつ施設側からも自ら契約手続を実施する旨の意思表示がある案件については、病院・会館は1億円未満、保養所・宿泊所は5,000万円以下のものであれば、施設に委任している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本部と施設では、入札の具体的な手順が違っているのか。例えば予定価格については、本部では国土交通省の基準に沿った積算をしている一方で、本件については業者からの見積が基本となっている。これらの違いは何によるものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算方法が明示的に決められているわけではない。本部管財・営繕部は国土交通省の基準に照らして積算しているが、施設は施設の考え方で行っている。業者から聞いたところによると、当会は公共建築のカテゴリーに区分されるので、今回の大手前病院が取った参考見積についても、基本的に同じ体系により積算されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は業務委託契約で締結しており、先ほどの2件の契約書と内容も違っているが、どういうことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は業務委託契約書と、契約書の後ろにある仕様書を併せて契約したが、本件は他の営繕工事と同様に工事請負契約書で締結するべきであった。病院は更新業務の委託と考えていたが、本来は更新工事なので、次回からは正するよう本部から伝えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に関する連合会の競争参加資格は、全省庁統一資格と同じになるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全省庁統一資格は物品の製造や販売、委託はあるものの、工事という区分はないため、工事に関する競争参加資格は連合会が独自に定めている。工事に関する競争参加資格については、連合会内でも十分には浸透していないように見受けられるので、引き続き周知していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>結果として落札した業者1者だけに見積もりを取り、それを予定価格にして、それに近い金額で落札されたのか。複数者に見積もりを取ることはしないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院も何とか安く済ませたいので、業者同士で競争させるために原則、複数者に確認している。本件は当初、全体更新として見積もりをもらっており、その場合は別の業者からも見積もりを取ることは可能だったと思う。しかし、費用面から既に導入している機械を極力残すことになり、一部更新として他の業者に聞いたところ、見積もりを辞退されたことから、設置業者のみの見積もりとなっている。</li> </ul>

#### 【案件 4】

##### 東京共済会館 1階内装改修工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"><li>本件は予定価格が1億円程度なので、本来、今回落札したような大手建設会社が実施するような工事ではないと思う。指名基準によると、次に定める契約見込額に対応する等級を有する者のうちから指名すると書いてあり、この基準に沿うと本件はCランクの業者が対象となる。以前、当該ランク以上の業者であれば参加できるように運用していると説明があったが、この指名基準についても以前からそのように運用されていたのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>相当前に指名競争をやっていた頃からそのような運用がされていたと思われる。現在は指名競争ではなく一般競争を実施しているものの、現在残っている指名競争の基準を準用している。連合会ではA、B、C、Dの等級ランクで登録しているわけではないが、基準を満たす業者は全て参加できることにしている。</li></ul>

#### 【案件 5】

##### 東京共済病院 南館冷温水発生機更新

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"><li>予定価格を積算するにあたって、本件では複数者に参考見積を取っているのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1者から見積もりを取った。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>見積もりの徴取が1者となった理由は確認しているのか。相見積もりや随意契約ではないが、予定価格を積算する際に、特定の業者以外からも資料を徴取した方が良い。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>細目ごとにそれぞれの金額が出てきた見積もりを基に少しづつ査定をしていく、予定価格を積算している。予定価格の積算については、その根拠をしっかりと残すこと、複数者から見積もりをしっかりと取るよう今後も注意していきたい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>1者応札になった理由が資金繰りのリスクもあるが、連合会では工事契約において前払いや中間払いをすることはあるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>金額、規模、内容に応じて、前払いと部分払いないしは中間払いがある。金額や工期ごとに回数はそれぞれ決まっており、それに従っている。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>本件では前払いや中間払いを実際に行ったのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本件については実際には行っていない。</li></ul>

#### 【審議全体を通じての意見等】

- 本部で担当するときと病院・宿泊施設で担当するときで様々な面で取り扱いが違っているような印象があった。これは別に工事に限らないことだが、従前からもう少し見直したほうが良いのではないか申し上げてきており、今年度に取り上げた工事についても同様の面があることを改めて感じた。
- 工事については、特に昨今の建設費の高騰や人手不足による工事の遅延、入札が不調になってしまうなどの事情によって、計画自体を先延ばしするとか中止せざるを得ないとか、そういう事案が大変増加している。工事の発注をどうするかに関しては全国的に大変大きな問題になっているが、修繕工事が中心とはいえ、連合会でもそれなりの規模の発注をしているので、工事の発注に当たっては国土交通省など他の発注機関の動向も見ながら、あるいは財務省の運用をヒアリングなどしながら、改善を続けていただきたい。